

(別添1)

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況(平成21年度)

法人名	全国農業会議所	根拠法令名	農業委員会等に関する法律	(平成14年4月1日民間法人化)	
1.法人の概要	業 務 の 概 要				
	都道府県農業会議等の会員の意見を総合し、農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することを目的とし、下記の業務を行っている。 1. 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。 2. 農業及び農民に関する情報提供を行うこと。 3. 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。 4. 都道府県農業会議の行う農業委員会等に関する法律第40条第2項の業務につき指導及び連絡を行うこと。等				
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員
	常 勤	0 人	1 人	0 人	47 人
非常勤	1 人	12 人	2 人	0 人	
2.事業 (1)運営費、補助金等	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	20年度比 又は 20年度差 (A/B,A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	25.8億円	27.4億円	0.94	自主財源で賄っている。 (平成14年度より運営事務費等の経常的経費の補助が廃止された)
	補助金等収入額()	0.0億円	0.0億円	-	
	事業による自己収入額()	21.9億円	21.9億円	1.00	
	/ ×100(%)	0.0%	0.0%	-	
	経常的運営費用()	5.1億円	5.5億円	0.93	
/ ×100(%)	0.0%	0.0%	-		
(2),(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		無		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) - (理由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		-		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内 容)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内 容)		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内 容) -		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内 容)		
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有	
	名 称 (法令等に基づく検定等には)	対価の額	算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)		
	外国人技能評価試験料	15,000 円	(決定者)全国農業会議所 (決定方法)前年度の経費実績に基づき、全国農業会議所が委嘱する委員による「技能評価委員会」での意見を参考に、他の類似試験との調整を図りながら会長が決定する。		
	農業技術検定試験料	1,500円又は3,000円	(決定者)全国農業会議所 (決定方法)全国農業会議所内に設置する「日本農業技術検定協会」が決定する。		
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有	収支状況のインターネットでの公表	有	
	対価を伴う自主事業の有無	有	法人における純利益額	5,329,960 円	
(5)検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法	
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	無	法人の外注金額	- 円	

	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) - (内 容)				
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有・無)有 (内 容)役職員倫理規程に基づく総括サービス管理者(専務理事)及びサービス管理者(事務局長)の設置				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無)有 (内 容)役職員倫理規程				
3. 機関	役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由		-	
(1)役員(除 監査役員)	役員の定数	14人	上限と下限の幅がある場合はその幅		-	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	農委法第69条第1項及び定款第12条の規定に基づき総会において会員のうちから選任する。				
	役員の任期	3年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数)3年 (理由)農委法第69条第3項及び定款第17条の規定による。	
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容		常勤 - 原則満70歳まで 非常勤 - 役員選出会員が定める規程に準ずる年齢又は満80歳まで	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
	会長	太田豊秋	平成14年10月1日	福島県農業会議会長(現職)		非常勤
	副会長	波多野重雄	平成17年10月1日	東京都農業会議会長(現職)		非常勤
	副会長	永田正利	平成20年9月18日	全国農業協同組合連合会会長(現職)		非常勤
	専務理事	松本広太	平成19年4月1日	学識経験者	全国農業会議所事務局長	非常勤
	理事	藤野昭治	平成17年10月1日	北海道農業会議会長(現職)		非常勤
理事	仲森廣光	平成20年10月1日	三重県農業会議会長(現職)		非常勤	
理事	草木慶治	平成20年10月1日	京都府農業会議会長(現職)		非常勤	
理事	片山虎之助	平成17年10月1日	岡山県農業会議会長(現職)		非常勤	
理事	御領一晴	平成20年10月1日	鹿児島県農業会議会長(現職)		非常勤	
理事	茂木 守	平成20年9月18日	全国農業協同組合中央会会長(現職)		非常勤	
理事	安田舜一郎	平成20年9月18日	全国共済農業協同組合連合会会長(現職)		非常勤	
理事	河野良雄	平成21年7月16日	農林中央金庫理事長(現職)		非常勤	
理事	渡辺好明	平成21年7月16日	全国農地保有合理化協会会長(現職)	農林水産事務次官 在フランス大使	非常勤	
理事	小倉和夫	平成20年10月1日	学識経験者		非常勤	
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由	同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供	有	インターネットによる公表	有
	役員報酬の支給基準の内容		役員退職金の決定方法			
	年間の報酬額を定めている。		役員退職慰労金支給内規による。			
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
	有	定款第15条第2項の規定に基づく、定数の過半数の出席。		定款第15条第2項の規定に基づく、出席者の過半。		
(2)監査役員	監査役員選任規程の有無	有	選任規程がない場合、その理由		-	
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	農委法第69条第1項及び定款第12条の規定に基づき総会において会員のうちから選任。				
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	定款に基づき会員より選出することとなっている。					
	監査役員の任期	3年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数)3年 (理由)農委法第69条第3項及び定款で定めている。	
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容		役員選出会員が定める規程に準ずる年齢又は満80歳まで。	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
	監事	西田耕豊 四宮 肇	平成20年9月18日 平成20年10月1日	石川県農業会議会長(現職) 徳島県農業会議会長(現職)		非常勤 非常勤
	監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供	有	インターネットによる公表の有無	有
	監査役員報酬の支給基準の内容		監査役員退職金の決定方法			
	年間の報酬額を定めている。		役員退職慰労金支給内規による。			

(3) 社団的性 格の法人 の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無)有 (内 容) 会員の過半数の出席。		(有・無)有 (内 容) 出席会員の過半数。		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容(ない場合は、その理由)				
	有。農委法第61条第2項及び定款第27条の規定により、総会において、会員はあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。				
(4) 評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	-		(有・無) - (内 容)		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有 ・ 無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)	-	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	-			
	評議員選任規程の有無	有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由	-	
	評議員定数	-	上限と下限の幅がある場合はその幅	-	
	評議員任期	-	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	-	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ 無	規定の内容	-	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率) - (理由)				
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件	
	有・無	-		-	
	4 財務及び 会計	企業会計原則の適用の有無	有	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	-
		(1) 会計基準の適用	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法 (余裕金の額) - (運用方法)		
(2) 余裕金の運用		長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	
(3) 長期借入金		長期借入金の確実な返済計画の内容	-		
(4) 引当金・特別法上の引当金		引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無(公表していない場合その理由)	
(5) 公認会計士監査		1,768,800 円		(有無) 有 (理由)	
収支決算額		25.8億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		
公認会計士監査を実施していない場合、その理由		-			
5 株式の保 有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無	
	(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無
	(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容(未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称	-		-	
	所在地	-		-	
	資本金	-		-	
	事業内容	-		-	
	役員の状況	-		-	
	従業員数	-		-	
	持ち株比率	-		-	
法人との関係	-		-		

6 .情報公開 (1)法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	有	-
	役員名簿	有	有	有	-
	組合員等名簿	有	有	有	-
	事業報告書・附属説明書類	有	有	有	-
	損益計算書又は収支計算書	有	有	有	-
	貸借対照表	有	有	有	-
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	-
	監事の意見書	有	有	有	-
	事業計画書	有	有	有	-
収支予算書	有	有	有	-	
(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有	-	有	-
	役員名簿	有	-	有	-
	組合員等名簿	有	-	有	-
	事業報告書・附属説明書類	有	-	有	-
	損益計算書又は収支計算書	有	-	有	-
	貸借対照表	有	-	有	-
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	-	有	-
	監事の意見書	有	-	有	-
	事業計画書	有	-	有	-
	収支予算書	有	-	有	-
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	有	-	有	-
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有	-	有	-
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有	-	有	-
	設立年月日	有	-	有	-
	代表者の職名及び氏名	有	-	有	-
主な目的及び事業	有	-	有	-	
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料		有		
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		-		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		有		
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有		
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	役職、氏名、就任年月日及び公務員採用年月と公務員最終職就任年月を記載した経歴		-		
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		有・無	-	
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	

	-			-			
7. 基準の運用に当たって府省に求められる措置等 (1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	無	指導監督の実績及びその主な内容	-			
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	-					
	基準7(1)のただし書き該当法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	-	指導監督の実績及びその内容	-			
	基準7(1)のただし書き該当法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	-					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有	無い場合、その理由	-			
	当該見直し結果の公表の有無	無	無い場合、その理由	改善すべき点がなかったため。			
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	-	無い場合、その理由	-			
	政策評価を活用し、3～5年を以て定期的に全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	無		無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	-		-		
法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		-	-				
その他		無	無				
主務大臣として、指導監督上留意している事項(国会、マスコミ等での指摘事項)							